

令和3年11月25日提供

ロコガイド

株式会社ロコガイドと連携協定を締結しました

堺市では、株式会社ロコガイド（本社：東京都港区、代表取締役：堀口 育代）と ICT を活用した地域情報発信に関する連携協定を以下のとおり締結しました。

1 目的

両者が保有する情報資産及び知見を活用し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を講じるとともに、ICT を活用した情報発信のデジタル化の推進により、市民サービスの向上をめざします。

2 連携内容

- (1) 新しい生活様式に対応したサービス提供に関する連携
- (2) 株式会社ロコガイドが保有する地域情報の提供プラットフォームを活用した堺市が保有する行政及び地域情報の提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

3 締結日

令和3年11月25日（木）

4 協定締結に至った背景

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の一環として、ICT を活用した混雑の見える化により三密を避けた安心・安全な外出を支援し、市民サービスの向上をめざすことで、両者が合意し、今回の連携協定を締結する運びとなりました。今回の連携協定の締結を機に、同社が提供するお店や施設の混雑を「空き」「やや混み」「混み」の三段階で発信できるサービス「混雑ランプ」を、堺市博物館と南図書館（学習ルーム）で導入します。

5 「混雑ランプ」を導入する施設

堺市博物館 [堺区百舌鳥夕雲町2丁（大仙公園内）]

南図書館（学習ルーム） [南区茶山台1丁 7-1（泉ヶ丘市民センター内）]

6 導入予定日

令和3年12月1日(水)

問 い 合 わ せ 先	<p>(堺市博物館に関すること)</p> <p>担 当 課：文化観光局 博物館 学芸課</p> <p>電 話：072-245-6201</p> <p>ファックス：072-245-6263</p>
	<p>(南図書館(学習ルーム)に関すること)</p> <p>担 当：教育委員会事務局 南図書館</p> <p>電 話：072-294-0123</p> <p>ファックス：072-298-0597</p>
	<p>(公民連携に関すること)</p> <p>担 当 課：市長公室 政策企画部 民間活力導入担当</p> <p>電 話：072-228-0289</p> <p>ファックス：072-222-9694</p> <div style="text-align: right;"> <p><small>さかいの未来を共に創るために。</small></p> <p>Connect with...</p> <p>さかい・コネクテッド・デスク</p> </div>

ICT を活用した地域情報発信に関する連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と、株式会社ロコガイド（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することについて、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が保有する情報資産及び知見を活用し、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策を講じるとともに、ICT を活用した情報発信のデジタル化の推進により、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる取組みを推進する。

- (1) 新しい生活様式に対応したサービス提供に関する連携
 - (2) 乙が保有する地域情報の提供プラットフォームを活用した甲が保有する行政及び地域情報の提供
 - (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な内容及び実施方法は、別途協議の上、取り決めるものとする。

（確認）

第 3 条 甲と乙は、本協定の締結により、甲または乙が第三者と連携または協力することを妨げるものではないことを確認する。

（プレスリリース）

第 4 条 甲と乙は、本協定にかかるプレスリリースを実施する場合、甲または乙のいずれかの確認を経たうえでこれを行う。

（有効期間）

- 第 5 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までです。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を 1 年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- 2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 1 ヶ月

前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(協定の変更)

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び業務に関して守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤 英機

乙 東京都港区三田一丁目4番28号

株式会社ロコガイド

代表取締役 堀口 育代